

平成24年11月5日

各 位

新潟県信用組合

中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」の認定について

当組合は、本日、中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」として認定されましたのでお知らせいたします。

記

本制度は、中小企業の財務内容等の経営状況の分析や事業計画の策定・実行支援の業務を行うため、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を国が認定する制度です。

当組合では、全営業店（45店舗）で、経営状況の分析、経営改善計画の策定支援・実行支援のご相談を承ります。

また、当組合の支援を受けながら経営改善に取り組む中小企業者に対しては、信用保証協会の信用保証料が概ね0.2%引き下げられる支援措置があります。

当組合は、地域密着型金融の恒久的取組みを通じて、今後とも地域経済への貢献に取り組んでまいります。

以 上



(認定証授与式の様子)